

「世界遺産姫路城マラソン 2026」開催業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年4月

世界遺産姫路城マラソン実行委員会

1 募集の概要

(1) 目的

世界遺産姫路城マラソン2026（以下「2026大会」という。）を開催するにあたり、企画、準備及び運営等の開催業務を委託する業者を選定するため、プロポーザルを実施します。

世界遺産姫路城マラソンが将来にわたり、より魅力的で持続性の高い大会となるための方策を含め、下記の大会コンセプトを盛り込んだ提案を募集します。

- 世界遺産姫路城の保存、継承
- 姫路の都市の魅力の発信
- 生涯スポーツの振興
- 市民ボランティア文化の醸成
- 地域経済の活性化
- 安全・安心を最優先にした大会運営

(2) 発注者

世界遺産姫路城マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）

(3) 委託業務の名称

世界遺産姫路城マラソン2026 開催業務委託

(4) 履行場所

実行委員会の指定する場所

(5) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ 世界遺産姫路城マラソン実行委員会の予算成立を前提とします。

(6) 提案金額の上限

220,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 委託業務の内容

別紙「世界遺産姫路城マラソン2026」開催業務委託」要求水準書のとおり。（以下「要求水準書」という。）ただし、協賛の獲得状況によっては、契約期間中に委託業務内容を変更し、それに伴い契約金額も増減する可能性がある。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

(4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(1) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 組合とその組合員の関係にある場合

(1) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成30年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人、実行委員会等）が発注した定員8,000人以上の規模のマラソン大会開催にかかる運営・警備等を含めた業務の履行実績を元請として有すること。

(10) 共同企業体でも申込可能とする。但し、共同企業体名を明記のうえ共同企業体の幹事者を明らかにし、共同企業体構成員すべての企業について企業名を明記すること。なお、幹事者にあつては(1)～(9)のすべての要件を満たし、かつ幹事者以外の構成員にあつては(1)～(8)の要件を満たすこと。

(11) 共同企業体の構成員となることを含め、2以上の申込者又は共同企業体の構成員となることは認

めない。

(12) 複数の企画提案を行うことは認めない。

(13) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 プロポーザルに関する担当部局

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）

（姫路市スポーツ振興室 姫路城マラソン担当）

電話：(079) 221-2862

FAX：(079) 221-2419

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	期間
公告及び要求水準書等の公表	4月21日（月）
参加表明手続の提出書類の受付期間	4月24日（木）～ 4月28日（月）
参加資格確認結果の通知	5月1日（木） 発送予定
プロポーザルに関する質問受付期間	5月1日（木）～ 5月9日（金）
プロポーザルに関する質問への回答	5月13日（火）
提案資料等提出書類の受付期間	5月19日（月）～ 5月20日（火）
契約候補者の特定	5月26日（月）
契約候補者の通知	5月28日（水） 発送予定
契約締結予定及び審査結果の公表	5月29日（木）以降

5 資料の閲覧

公告の日から提案書提出の日まで、実行委員会事務局にて、以下の書類を閲覧に供する。

1	「世界遺産姫路城マラソン 2025」大会開催計画	
2	ランナー募集パンフレット（2025大会のもの。以下同様）	公式ウェブサイトにも掲載あり
3	ボランティア募集パンフレット	公式ウェブサイトにも掲載あり
4	ランナー参加案内（マラソン、ファンラン）	
5	大会プログラム	

6 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類は返却しない。

ア 提出書類

(7) 参加表明書兼誓約書 <様式1>

- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年2月1日以降に発行された最新のものの原本）
- (ロ) 業務実績調書 <様式2> 及び業務実績に関する契約書の写し
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年4月21日（月）から同月28日（月）まで 姫路市の休日を除く
閲覧の場所	実行委員会事務局又は世界遺産姫路城マラソン公式ホームページ 参加表明者は、世界遺産姫路城マラソン公式ホームページに掲載 する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じて ダウンロードし、使用すること。 (http://himeji-marathon.jp/)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

実行委員会事務局

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年4月24日（木）から同年4月28日（月）正午までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、姫路市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年5月1日（木）までに電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、実行委員会事務局に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年5月9日（金）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局に提出すること。世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) 参加表明書等の提出に係る留意事項

- ア 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。

7 説明会

説明会は、行わない。

8 プロポーザルに関する質問

- (1) 第6項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書 <様式3>

イ 提出方法

質問書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更のうえ、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛に電子メールで送信すること。また、メール送信後、実行委員会事務局にその旨を電話連絡すること。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

himeji-marathon@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年5月9日（金）午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答予定日

令和7年5月13日（火）

イ 回答方法

全ての参加者に、全質問の回答を電子メールで送信する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実行委員会事務局ホームページに記載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が、第10項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

エ 参加者はプロポーザル後に配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

9 提案書提出手続

参加者は、本募集要項及び別紙「要求水準書」に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類

A4又はA3サイズの内紙を用い、A4サイズにまとめて提出すること。

様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。

①	提案書 <任意様式>	・主として、第10項の(1)審査項目ア～エの事項を記載すること	10部
②	責任者・担当者の経歴書 <様式4>		10部
③	見積書 <様式5>		10部
④	会社等の概要 (任意様式) ※	・法人の名称・代表者名、主たる事務所の所在地、郵便番号、電話番号、担当者名、設立年月日、資本金または出資金、従業員数、事業内容、主な事業実績など	10部

※ ②及び④の書類は、共同企業体のすべての構成員の分を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(3) 提出場所

実行委員会事務局

(4) 提出期間 (提案受付期間)

令和7年5月19日(月)午前9時から同月20日(火)午後4時まで

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(提出期限最終日を除く)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(5) その他

ア 提案資料を提出した参加者(以下「提案者」という。)が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

世界遺産姫路城マラソン実行委員会実施本部において、提出書類の内容について書類審査とプレゼンテーション審査を行い、以下の審査項目の合計点の最上位者を契約候補者として選定する。

(1) 審査項目

ア 企画力 <25点>

- ① 姫路らしさが感じ取れる事業内容が検討されているか (5点)
- ② 大会コンセプトを踏まえ、具体的な計画が検討されているか (5点)
- ③ 姫路市の活性化につながるような事業内容になっているか (5点)
- ④ 参加料の増額を踏まえ、ランナーの参加が見込める企画が提案されているか (10点)

イ 実現力 <15点>

- ① 業務の実施・運営方法やスケジュールについて実現性が高いか (5点)
- ② 大会の実施計画を把握した上で、課題やその解決策が検討されているか (5点)
- ③ 担当者の配置計画及び保有する人員が十分に確保されているか (5点)

ウ 参加者や沿道に対する安全対策及びコース周辺の交通対策が具体的に検討されているか
<20点>

エ 協賛金獲得に関する具体的戦略及び実行力 <15点>

オ 同種または類似業務実績 <10点>

※ 下表のとおり項目ごとに評価点を算出する。

評価	配点				判断基準
	20点	15点	10点	5点	
A	20点	15点	10点	5点	特に優れている提案
B	16点	12点	8点	4点	優れている提案
C	10点	7.5点	5点	2.5点	標準の提案
D	4点	3点	2点	1点	見劣りする提案
E	0点	0点	0点	0点	要件を満たしていない提案

カ 事業経費（受託希望金額）に関する評価 <15点>

前項第1号③に定める見積書<様式5>に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業経費（受託希望金額）に関する評価点の満点である105点を付与し、その他の提案者の評価点は、105点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。

$$105点 \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

(2) 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の合計点と事業経費（受託希望金額）に関する評価点の合計（満点700点）により算出する。

(3) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を前号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- ウ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、「審査項目ウ」の評価点の最も高い者を契約候補者とする。「審査項目ウ」に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、評価項目のアより順に移行して評価し、カの評価点まで同じものが2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(4) プレゼンテーション審査について

ア 日時

令和7年5月26日（月）

※ 開始時間、持ち時間等は別途連絡する。

イ 場所

兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎10階 第1会議室

ウ 出席者

各社2名以内

エ 方法

プレゼンテーション後に質疑応答を行う。パワーポイント等によるプレゼンテーションを行う場合は、スクリーンとプロジェクター（EPSON製 型番：EB-W31）はこちらで用意するが、パソコン等は申込者において用意すること。

(5) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定後、全ての提案者に対して、電子メールにより結果を通知するとともに、契約候補者は実行委員会事務局ホームページに公開する。
- オ 特定された契約候補者は、令和7年5月30日（金）までに、本件業務の見積書を実行委員会事務局に提出すること。
- カ 審査の経緯は、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。
- キ 本プロポーザルは、参加者から提出された提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて点数をつける。このため、参加者の提案内容が分かるように、提案内容、適用範囲、課題の解決策など具体的に記述すること。
- ク 本プロポーザルにおける配布資料は、本件以外での使用は認めない。
- ケ 契約候補者とならなかった参加者の提出された提案書等は、審査目的以外で使用しない。

11 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第3号ウと同様の方法により契約候補者を特定する。また、契約締結に際し、提案内容の一部を双方協議のうで修正できるものとする。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金は、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を準用する。

12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第3号ウの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により実行委員会事務局に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 第1項第6号に規定する提案上限額を超える提案をした者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

14 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他実行委員会事務局が必要と認めるときには、実行委員会事務局は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

15 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

16 その他

- (1) 提案及び契約の手續等で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に限る。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除に関する誓約書 <様式6>を提出しなければならない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、認めない。
- (5) 参加者が1社のみであっても、参加資格を満たしていればプロポーザルを実施する。
- (6) 実行委員会事務局の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。なお、本業務の全部又は大部分についての一括した再委託は承諾しない。また、再委託先となった者がさらに第三者に委託してはならない。